

医療機関ご担当者様へ

人工呼吸器のメンテナンスについて

医療機関の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症が流行している昨今、その対応も含めまして、日頃の業務にご尽力いただいていることと存じます。

この度、厚生労働省から、一部の人工呼吸器のうち、**保守期間の終了後も保守点検・修理を行うことができる機種**が案内されましたので、ご案内いたします。

詳細は、別添の「保守期間が終了したもののうち、保守及び修理を行うことが可能な機種」をご参照いただき、各製造販売業者にご確認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。